

## 議第178号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに制定する。

平成20年 3月18日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正  
する。

第2条各号列記以外の部分中「平成20年 3月31日」を「平成21年 3月31  
日」に改める。

第3条中「平成19年12月」を「平成20年12月」に改める。

附則第2項中「平成20年 3月31日」を「平成21年 3月31日」に改める。

第2条 京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正  
する。

第2条各号列記以外の部分及び第3条中「得た額」の右に「を減じた  
額」を加え, 「を減じた額」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から, 第2条の規定は平成20年 4月 1  
日から施行する。

提案理由

市長等の給与の減額措置を講じる期間を延長する等の必要があるので提案  
する。